

防府市肺がん個別検診検討委員会設置要綱

令和6年10月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市民の健康保持と増進を図るため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、医療機関における肺がん個別検診業務体制を整備することを目的とする。

(組織)

第2条 防府市肺がん個別検診検討委員会（以下「委員会」という。）の委員は、一般社団法人防府医師会から推薦を受けた5人以内をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 防府市肺がん個別検診の実施に関すること
- (2) その他防府市肺がん検診の医療機関における円滑な実施のために必要な事項に関すること

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員及び委員の選出)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- (1) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- (2) 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の責務)

第6条 会長はこの会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出

させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健こども部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。